

議 第 3 6 号

青少年育成センター設置条例及び青少年問題協議会設置  
条例を廃止する条例の制定について

本市青少年育成センター設置条例及び青少年問題協議会設置条例を  
廃止する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市青少年育成センター設置条例及び新潟県柏崎市青  
少年問題協議会設置条例を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新潟県柏崎市青少年育成センター設置条例（平成10年条例第  
13号）
- (2) 新潟県柏崎市青少年問題協議会設置条例（昭和37年条例第1  
5号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関  
する条例の一部改正）
- 2 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び  
実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表1中

「

青少年問題協議会委員	1日につき	6,400円	〃
------------	-------	--------	---

」を

削る。

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年10月15日条例第22号）

改正後		改正前	
別表 1		別表 1	
(略)		(略)	
社会教育委員	1日につき	6,400円	旅費条例別表第1に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額
教育センター運営委員会委員	1日につき	6,400円	〃
(略)		(略)	